

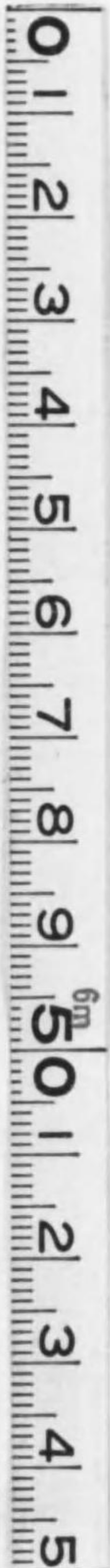
特 259

172

御大禮
念記

優曇華

始



特259
172

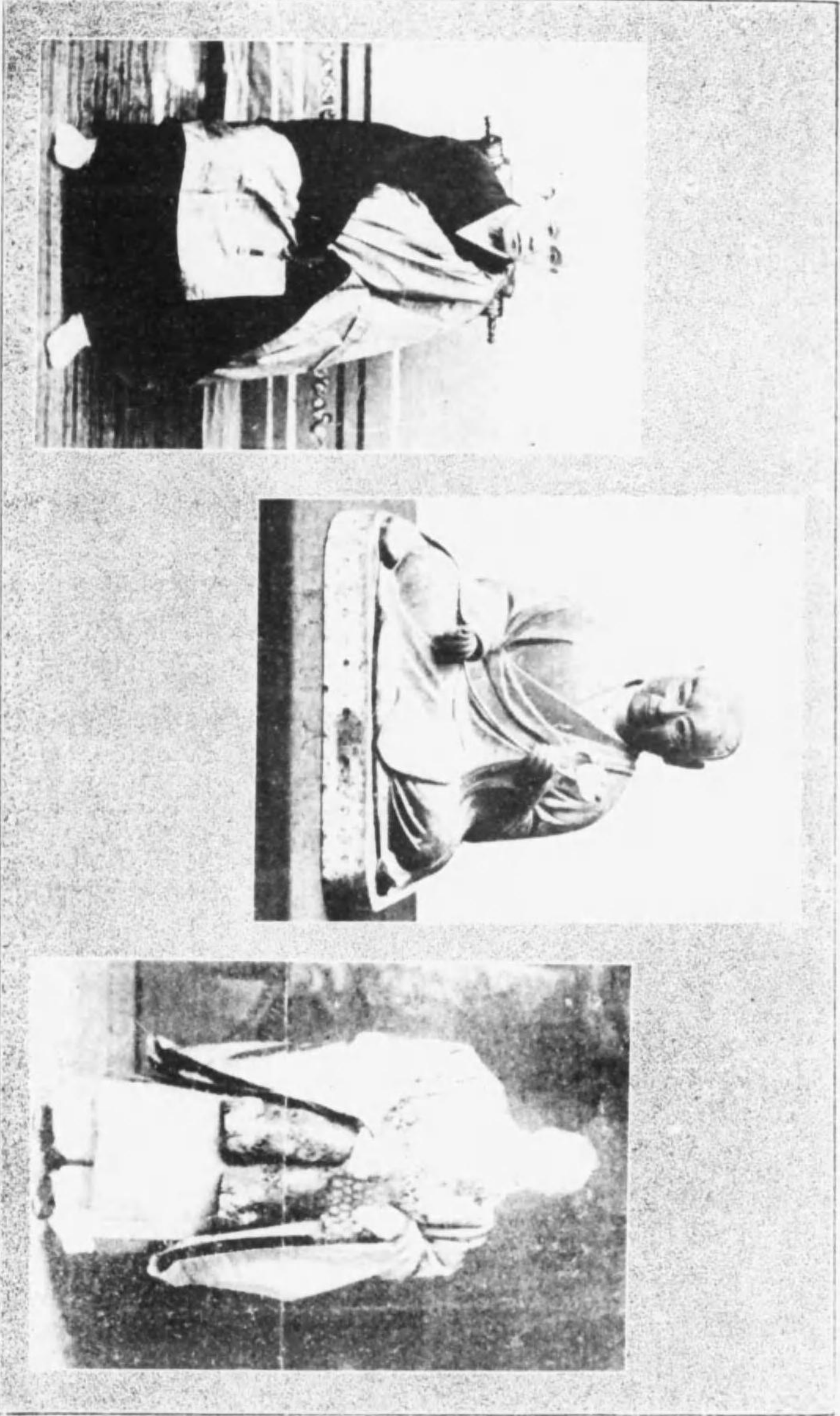


優曇華

愛知縣佛教會知多郡支會

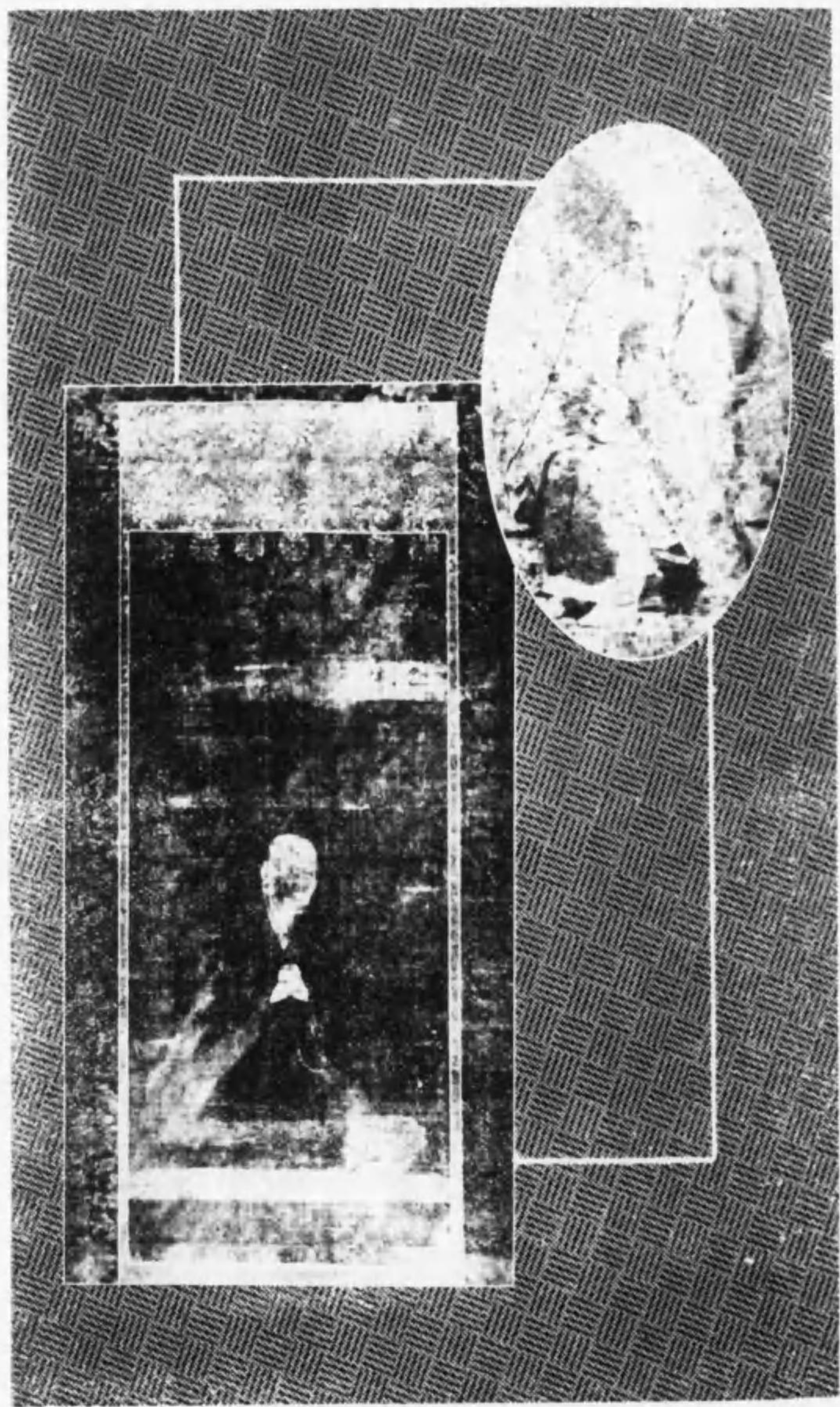


愛知縣佛教會知多郡支會寄贈本



向つて

右 山本觀純和尚
中 盡空俊察上人
左 岩瀬覺榮和尚



上 吉水儼敬和尙
下 良忍上人



虎溪莞應和尚



勅特賜住海慈松禪師

永平寺
六十四世
大休悟由大和尚誕生地

永平六十七世元峰八十叟書

風不動
天不

禪師天保五年正月元日生父真田常吉七歲輒大光院奉門法
及長遊方元安堂禪師對不相投延元平六十四世法胤物暢性海
德王臨天德三利明治世世四華管平六十四世法胤物暢性海
息松禪師教而家發宗門制度一新本山莊嚴教化杖履遊
及門徒及異邦開引覺利二十餘宇建立戒壇室四百會法嗣十一
人父天承子五十萬大正四年二月九日寂靈八十二本山崇嚴
特賜與贈常樂慈松禪師誕生地建碑傳之不朽銘曰
大正十年六月 總持賜住五世石印石印南無尊者 謹識

安永二年七月廿日 宣旨

良忍上人

宜謚號聖應大師

藏人石印

上 森田悟由禪師誕生地碑
中 柴田証全和尚
下 良忍上人宣旨

序

皇紀二千五百八十八年秋十一月錦楓山を飾り菊花庭に薫ずる時に方り畏くも 聖上陛下には御即位の大禮を擧げさせ給ふ 邦家の慶福、國民の歡悅これに如くものあらんや。是に於て本會は斯の曠古の盛典を奉祝し記念せんが爲に冊子「優曇華」を編述し、收むるに本郡出身の名僧智識の列傳を以てす。

抑々本郡は其の淵源遠く一千三百載前にありて爾來駸々として進歩し幾多の光輝ある沿革を存す。即ち記念冊子に掲ぐるところの高僧大徳の如きも皆是れ尾陽大半島の歴史に陸離たる光彩を投せるものたり。且其の殆ど全部は嘗に我郡の誇たるのみならず實に帝國所産の偉傑として萬代不滅たりと謂はんも溢美にあらず。

夫れ思想に國境なし、從て文化の振展に伴ひて不健全なる外來思想擡頭

す、是れ實に當今の最憂事たらずんばあらず。此時に當りて法を説き道を誨へし碩徳の傳記を集めて弘く之を頒つ所以のものは之に依りて以て我國體と相容れざる危険思想を防遏し、忠孝を大本とせる健實なる國民精神を涵養助長せんが爲なり。

今や若き 聖天子惟神の大道によりて一系無窮の寶祚を紹がせ給へり。此の時を以て東海日出づる國は若々しき勢力と希望とを以て更に進出し我が國光をして一段と燦爛たるものたらしめざるべからず。然れば社會教化のことを以て使命とする本會の如きは其の責任殊に大なるを覺ゆ。冀くば二十萬の郡民諸君、特に三百に垂んとする郡下僧侶諸師、本誌所載の先輩高德を龜鑑として益々研鑽修養を重ね人心の感化教導に膺られ、その事を通じて以て 皇運の隆昌を翼賛し奉られんことを。

愛知縣佛教會知多郡支會長

板 津 森 三 郎

昭和三年十一月望日

はしがき

知多半島古來人物を出せること少からず、就中高僧碩徳を此間に生ぜしを一の奇蹟とす。遠くは良忍上人、近くは森田悟由禪師を出せる如きはなり。加之、近世の初には徳川家康を訓化せし石橋等膳を出し、今代には淨土宗西山派中の人物、證全、覺榮等の諸師を出す。また盛んなりと謂ふべし。既に此の奇蹟あり、豈に感化の深く廣く此の間に行はるゝものあるを怪しまんや、さればこそ孝子・節婦・義僕・忠婢を始め社會事業上にも數多の功勞者を輩出せしむるに至る。此の如きは決して偶然の事相にあらず、郷土道を思ふの人須らく此の點に思ひを致さるべからず。

昨秋、 昭和天皇畏くも御即位の大典を擧げさせ給ふ。此の時に際し、之が記念として本書を編纂する豈に多少の微意なからんや、何れも人心感化の恒久にして且つ偉大なるものあるを知悉せしめんが爲のみ、今や本書

はしがき

二

の編纂を舉げて之を加藤先生に依囑し、茲に完成を告ぐ、乃ち一言を巻首に題し、以て之が趣旨を明かにす。

昭和四年六月

愛知縣佛教會知多郡支會

御大禮 念 優曇華 要目

上篇 高德傳

一、	良忍上人 (融通念佛宗開祖)	一
二、	鳳山禪師 (仙麟和尚、通稱石橋等膳)	八
三、	盡空俊察上人	三
四、	吞海上人	五
五、	叡空秀山上人	一六
六、	成空寬績上人	一七
七、	吉水儼敬和尚	一八
八、	山本觀純和尚	二〇
目次		一

- 九、森田悟由禪師……………二二
- 一〇、虎溪莞應和尚……………二六
- 一一、柴田證全和尚……………三三
- 一二、岩瀬覺榮和尚……………三六

下篇 篤行傳

- 其一、孝子……………四一
- 一、下村作太郎氏 改名源之助……………四一
- 二、安藤榮四郎氏……………四二
- 三、大館日光氏……………四四
- 其二、孝女・節婦・忠婢……………四七
- 一、天野よつ女……………四七

- 二、久野さい女……………四九
- 三、村瀬ゆき女……………四九
- 四、安藤のぶ女……………五〇
- 五、村瀬らく女……………五四
- 六、伊藤ふさ女……………五五
- 其三、地方功勞者……………五七
- 一、森田萬右衛門氏……………五七
- 二、戸田岩吉氏……………五八

御大禮
記念

優曇華

上篇 高德傳

一、良忍上人

小傳

我國融通念佛宗の始祖として仰ぐ良忍上人は、尾張國知多郡上野村字富田の出である。父を秦道武といひ、母は熱田大宮司の女であつた。人皇第七十一代後三條天皇の御宇、延久四年を以て誕生せられ、十二歳の少年期に早くも遯世濟民の志を立て、次代白河天皇の御宇永保三年に至り、郷里

を後にして比叡山に登り、良賀大僧都に延曆寺に隨ひて天台の教旨を味ひ、尋で同御宇の應徳三年に轉じて三井の園城寺に入り、禪仁和尙に就いて梵網戒を受け、愈々道の奥に分け入られたのである。既にして上人は一時四方に遊び山河を跋渉して修練の功を積まれたが、後ち六年を経たる堀河天皇の寛治六年に至り、再び叡山に登り、永意阿闍梨に隨ふて胎金兩部の灌頂を受けて顯密兩教の我奥を究め叡山常行堂にて、衆に加はりて講主の職を勤められたが、上人は自ら日夜學解に忙殺せられて、自他出離の要道を忽かせにするを歎き、翌々年の嘉保元年遂に山城國愛宕郡大原の里に退隱し、爾來來迎、淨蓮の二院を創建し、専ら身を禪定に委ね、更に心を華嚴法華の二經に潜め、又想を西方彌陀の淨土に運びて、常に阿彌陀經を讀誦せらるゝに至つた。時に上人齡貳十三歳。

かくて上人は常座不臥にして二十餘年間經行の月日を送り、漸く正助の功德を積み、御年四十六歳の夏、鳥羽天皇の御宇永久五年五月十五日、讀

誦三昧の中に親しく阿彌陀佛に面謁し、融通念佛の示誨を受けられたのである。これ實に融通念佛宗の起源で、世に之を彌陀直傳の法門と稱した。傳へいふ爾時彌陀如來告げて宣はく、汝の心行高勝にして日本國中汝と伍する者なし。然も未だ以て末世劣惡の凡夫を救濟するに足らぬ。我れ今汝に速疾頓悟、生死解脱の要法を教示せんとして、親しく口稱融通念佛を授與し給ひ、更に甚深の宗意を説いて宣はく、一人一切人、一切人一人、一行一切行、一切行一行、是名他力往生と、又偈を述べて宣はく、下界一念融通念佛、億百萬遍、功德圓滿と、かく開示し訖つて、大光明を放ち、其の場に白絹一枚をお遣しになつた。之が即ち十一尊の曼荼羅であつて、世人の所謂天得の如來と崇むるものである。

此に於て上人は四方教化の首途に立ち、崇徳天皇の天治元年、管簿を携へて京都に遊化せられた時、同年六月九日、鳥羽上皇には院宣を下して上人を宮中に召させられ、躬ら融通念佛會に入らせ給ふた。そこで天皇女院

を始め奉り、公卿百官より下、士庶に至るまで、入會する者其の數を知られぬ程に至つた。時に上皇には叡感の餘り、多年龍顏を映させ給へる御鏡を鑄直して之を叩鐘とし給ひ、勸化弘道の擊節にとて上人に賜ふた。加之、御躬ら融通念佛の勸進帳を作らせられ、之に御宸筆を染させ給ふたのである。其の文に曰ふ。

敬白、貴賤男女を勸めて、此の念佛の名帳に入れ奉りて、共に彼國に往生せしめんと請ふ勸進帳。

と、かくて之を上人に賜ふたから、上人は歡喜踴躍して、直ちに草鞋を穿ち錫杖を携へて宸翰の名帳を捧持し、全國津々浦々に至るまで、隈なく勸進して遺す所なく、到る處に利濟の功を顯はし給ふたのである。

既にして上人は諸國の市邑を遍歴して融通念佛の勸進し給ふたが、同天皇の御宇大治二年に至り、一日攝津國なる四天王寺に詣で、そこにも衆人を化導して居給ふた所、一夜の夢に聖德太子現前し給ひ、上人に告げて

曰く、此より東南杭全の里に念佛道場を建てよと示された。上人は乃ち同地の修樂寺に逗留し、之が經營に取り掛られたのであつた。所が遠近の道俗、士庶、上人の高徳を傳へ聞きて、四方より集まり來り、特に太子靈夢の事が叡聞に達し、太上天皇御躬ら本願大施主とならせ給ひ、上人を助けて新たに一字を建立し給ふた。これが即ち大源山、諸佛護念院、融通大念佛寺で、一宗の總本山である。爾來上人は道の遠近を問はず全國を巡錫して衆人を化導し、同天皇の御宇天承貳年貳月一日、大原の來迎院に入寂せられた。御壽六十一であつた。遺骸を來迎院の後山律谿に葬り奉つた。かくて近世の安永二年十月六日に至り、畏くも聖應大師と勅諡號を下し賜ふた。時第百十八代後桃園天皇の御宇であつて、江戸幕府にては、第十代徳川家治將軍の治世に屬し、上人の歿後を去ること實に六百四十一年であつた。

逸事

上人が阿彌陀經を讀誦せらるゝや、其の音聲雅亮にして、聽く者自然に感じ動かされたと傳へられてゐる。之は夙に上人が聲明梵唄に其の妙を極めて居られたからで、此の聲明業は我國に於ては叡山の慈覺大師より四傳して慈慧僧正に至り、更に源信・覺超・懷空・寬誓の四僧都を経て上人に傳はつたものと云はれてゐる。上人が京洛の地に入つて多くの上流者を化導せられたのも、一には此の誦經の妙なる音律の助けに依つたことは疑のないことである。

又傳へて云ふ。上人が承德の初年に洛北大原山に隱栖せられ、來迎院を創建して専心道を究めらるゝ時、一人の宮女が毎に來て道を問ふてゐた。所が或る日常の如く來りて門に入つて案内を請はぬ前に、殿階に休んで、熟々思ふには、妾は女の身でありながらこの様に屢々僧舎に出入してゐる

が、此の事を若し知つた者があつたなれば、つまらぬ疑ひを起して、若し師の爲に悪い評判でも立てられる様なことがあつては濟まぬ。妾が道を慕ふ心は切實であるけれども、今後は再びお訪ねするのをやめよう、と獨語を云つて居つた。此時、上人は扉を開いて其處にお現はれになり、直ちに語り告げて仰せになるには、汝の思ふ所は固より道理であるが、我には何等妨げはない。唯だ汝の素志を貫くに道心堅固の一事を以て必要とするのみであるといはれた。そこで之を聽ける宮女は、全く上人の凡人ならざるを知り、遂に難染を求めて深く其の道を求むるに至つたといはれてゐる。

又一日異人あり、來りて上人に告げていふ、師は何とて早く融通念佛を唱へられぬか、融通念佛とは、我が唱ふる所を廻らして衆人に之を融會し、衆人の稱ふる信念が又我に通ずるのをいふ。されば其の功德たるや獨稱の念佛に越ゆること萬々である。何故ならば衆生無邊の爲である。師願はくは此事を以て四海に勸進せんことを、我も亦廣く天地神祇を唱へて師を衛

らなんと。そこで上人驚いて其の姓名を問はれた所、答へて曰く、我は鞍馬寺の毘沙門天であると、言ひ終りて其の姿が見えなくなつた。上人は此より専心一意に融通念佛を唱へられ、又其の疏を作りて廣く四衆に勸化せらるゝに至つたのであると傳へてゐる。

二、鳳山禪師

(仙麟和尚——通稱石橋等膳)

鳳山禪師は通稱を石橋等膳といひ、仙麟和尚と號し、伊勢篠島の人である。幼にして穎靈で、夙に全國の淨眼寺に入りて削髮受具し、出で、諸宿老に參學し、後ち天叟和尚に遠州可睡寺に謁し、栢樹子の話を聞いて悟る所あり、依て頌を呈した。天叟は之を領した。同寺を辭して諸方に遊び、幾くもなく駿州慈悲ノ尾に到り、終に其の地の増善寺に錫を駐めて之に住した。當時禪師は一朝徳川家康と語つて親善となられたといふ。既にして

南歸して、跡を郷里の篠島に匿し、其處に妙見齋を築いて住持された。が其の學徳高く且つ膽力あり、其の上義氣に富まれてゐたので、大に世人の敬慕する所となられた。時に禪師の父五郎右衛門尉といふは、同寺醫徳院内に藥師堂を建立せんことを發願し、諸國を遊歴して參州岡崎までも辿つたが、其の歸り來るや禪師に語つて曰ふ。余過般岡崎を過つた所、同國の上一同は皆今川氏に質となられた御曹司の身の上を案じて居つたと。御曹司とは當時弱冠なりし徳川家康を指すのである。之を聞くや禪師は其の舊交を思ひ、發奮して救ひ出さんと欲し、終に父と謀りて己が一族を率ゐ、船を蟻して駿州清水港に到り、其處より同國に進み入り、家康に見えて脱出を勧めて潜かに葛籠の中に納れ、自ら負ふて清水港に出で、直ちに蟻へる船に投じて篠島に還り着き、妙見齋裡に匿まひ、時機を見て岡崎に送り届けたのである。之が爲に爾來家康は大に禪師を徳とし給ひ、交情益々親密を加へられた。加之、家康は禪師の道風を慕ひ、屢々延見して治を問ひ

戒を聞き、大に悦んで賜賚すること頗る渥かつた。されば戰國時代の元龜三年には、家康は禪師をして可睡寺に住せしめ、駿遠參、三州の僧録事を統へしめたから、禪師は妙見齋を出で、此處に居ること爾來約二十年、大に禪風を宣揚せられたのである。

傳へいふ、家康の漸く志を得るや、禪師を招くこと極めて切であつた。然も師は威勢に屈せず權威に阿らず、輕々しく其の招聘に應ぜなかつた。然し家康の懇請止むなくして、時に彼に謁した。當時家康の勢力年次に加はり、常に多くの將士を隨へて師を見たが、師は更に臆する色なく、傍若無人にも家康と膝を交へて談笑せられた。諸將士は相顧みて色を失ふたが、師は頓着なく家康と語つて坐睡せんとした。之を見て左右皆驚き制せんとするのを、家康は止めて「汝等彼を咎むること勿れ、彼は我が舊友である。而も彼れ今遠方より來つて身體疲倦してかく眠るのであらう」と辯護され、毫も其の無禮を尤むることがなかつた。而も禪師は覺めて後また語り出し

たから、家康は之を見て「師はよく眠る、余因て師に可睡の名を贈らう、爾後如何なる處にて睡眠あるも意の儘である」と告げられ、且つ「余の今日あるは、實に師の庇護に依るものなれば、余は日夕師を思ふことが深い、願はくは望む所を語られよ、余聊か師に報ゆるであらう。汝は侯伯たるに意なきか」と云はれた。時に師は資性廉潔であつたから、之を聞くや驚いて「侯伯の如きは余の望む所ではありませぬ」と答へた。家康そこで其の望む所を重ね問ふた。此に於て禪師漸く答へて「余は篠島にありて寺を建てたり、或は再興せるも、土地狹隘にして衆生を濟度するに兎角不便である、願はくは、よく良地を相しそこに一寺を建立し、以て衆生濟度の大願を成就したいものである」と云はれた。此の一言に家康は感じ入り、然らばとて、やがて地を遠州周智郡久努西村に相し、輪奐宏壯なる一字をそこに建立し、禪師を延いて開山たらしめた。而して名づけて可睡齋と號せしめた。其の待遇として與ふるに十萬石以上の諸侯の格式を以てし、尋で七

十餘箇寺を此の寺に隸屬せしめ、禪師を歸依すること益々篤かつたのである。以て禪師の徳望頗る高大なりしを想見すべきである。

既にして師は一朝病に罹り、其の起つ能はざるを知るや、自ら後事を辨じ、偈を書き筆を投じつゝ遷化せられた。時これ天正十八年庚寅五月二十一日であつた。徳川家康之を聞いて大に哀悼し、直ちに朝廷に奏上して鳳山仙麟禪師の謚號を賜ふたのである。

付 可睡齋秋葉寺總本殿碑

因みに可睡齋總本殿の碑は、有栖川威仁親王殿下の御築額で、文學博士重野安釋氏の撰文に成り、明治二十年八月に建てられたものであるが、今其の撰文中の一節を録すれば左の如くである。

可睡齋在遠州周智郡久努西村、號萬松山、徳川家康公所勅建也。按舊記、公幼時質于駿河今川氏、僧等膳駐錫増善寺、公與之昵。等膳石橋氏父曰、五郎右衛門尉、伊勢篠島人也。公圖脫身歸國、問計、等膳謀之其父、父

乃率其族、裝爲商賈狀、船載貨物至清水港、等膳盛公葛籠、負之間道赴船與逃篠島、遂致于岡崎、及公壯移濱松、聞知等膳在篠島妙見齋、急召見之謝曰、非頼師庇護、吾安得有今日、因造膝話舊、等膳昏々坐睡、公笑曰兼程遠至、倦憊可睡也。使人扶而退、旦日渠視我如子、故相對坐睡。正見其懇幅無貳焉、賜號可睡、以篠島隔遠、營寺於東久野郷東陽軒之址、使等膳住持之、名曰可睡齋、供給優渥、待以十萬石以上諸侯之禮、七十餘寺屬焉、(以下省略)

三、盡空俊察上人

盡空俊察上人は尾張の人で、夙に知多郡豐濱町なる成道山光明寺に入り、同寺十二世乾空上人の弟子となり、漸く長じて師の後を襲ふた。或はいふ桑名の薬師寺に住持となつたと、既にして第十六代桃園天皇の御宇の寛延四年四月、衆に推されて京都に近き山城國乙訓郡粟生の光明寺に入りて、

第四十四世となつた。同寺は我國淨土宗西山光明寺派の總本山である。而して此の時は江戸幕府九代の徳川家重將軍の時代であつた。

かくて上人は翌寶曆二年春、直ちに淨土三部妙典讀誦供養の法會を營み、同年八月には洛中洛外を托鉢勸化し、九月より翌年三月に至る間に於て、御影堂立柱の經營に任じ、次で四月十九日を以て無事に上棟式を舉行した。されば當時都鄙の門末僧俗等夥しく群集し、盛んに慶賀の意を表したが、不幸にも上人は同年十二月四日を以て病の爲に入寂せられた。在住漸く三年であつたのである。

抑々此の御影堂建立の願主は、同寺第三十九世の臥雲上人であつて、當時を去ること十七年前の元文元年九月に之が斧始の式を擧げ、爾來寛保二年七月三日の入寂に至るまで七年間、廣く衆への資助を募り、又良材を四方に求め、造工の事も半ば以上に達して居たといふ。それより十一年間に五代の住持を替へ、寶曆三年遂に上人の努力を待つて、始めて完成を告げ

たのである。或はいふ上人は三州松之木島の出身であつたと。

四、吞海上人

尾張半島知多郡の常滑町正住院十八世吞海上人は、半島の生れだとも又は勢州桑名在の出身だともいふ。幼にして正住院住職尙空上人の室に入りて得度し、漸く長じて本山の會下に學び、終に六員に昇進して學徳の聞えも高かつたが、幕末前期の天明六年、第十七世文察上人の後を稟けて、第十八世の法燈を掲げ、在住中、西山深草派の本山なる京都の誓願寺や、美濃の立政寺、部田の祐福寺、桑名の淨土寺等の巨刹より招請せられても遂に之に應ぜず、専心一意正住院の爲に力を盡し、終に金三千兩餘を投じて本堂を再建した。文化二年に至り、一宗の輿望に依て本山の主職に進み、第五十二世主職としての功績を残し、翌三年九月には本山二世運生法師の六百回遠忌を修し、次で宗祖大師六百回遠忌の準備として、御本廟の靈垣、

彌陀堂への通天。其の他一山の内外に涉つて、工程四年間の經營に従事し、同七年四月之が竣功を見たのである。同年七月二十九日、上人は命を奉じて宗祖大師の影像に侍し、仙洞御所へ參候して、其の影像を殿上に安置し奉り、やがて御内拜の事終るや、即日退殿した。かくて同年十月二十九日上人は禁裏御所へ參内せられたが、其の儀禮は前の仙洞御所の時と同様であつた。而して當時後櫻町上皇、及び光格天皇の兩帝より、畏くも上人に對して種々の御下賜品があつたのである。

爾後十年餘にして、上人は正住院の法類なる洛西植野の勝林寺に老を養ふて閑居し、文政十年六月十五日、八十二歳の高齢を以て遷化せられた。

五、叡空秀山上人

叡空秀山上人は、知多郡樽水村安左衛門の三男で、正住院第二十世秀道上人の弟子である。長じて本山會下の二老に昇進し、尋で前住の後を稟け

て正住院第二十一世となられた。既にして正住院より、美濃の慈恩寺に轉じて之が住持となり、七年の後京師門輩の衆招に應じて、本山なる淨土宗西山派光明寺の第五十五世として法主に榮進した。これ實に幕末の文政四年十一月二十八日であつた。

かくて後同七年には行觀上人の五百五十回忌を營み、翌々九年の三月には、本山講堂再建の爲に、三七日間の迎講會を修行し、それに依て本堂と結衆寮との廊下を造營し、尋で又高祖大師の大遠忌を嚴修されたのである。所が天保二年會々病に罹り、同年九月六十八歳を以て遷化せられた。

六、成空寛績上人

成空寛績上人は、同じく正住院第二十六世であつて、知多郡鬼崎村字多屋の人である。父を與平太といつたが、上人は夙に學德優れて、其の在住間に同寺の濱書院并に山門等を造營し、幕末の慶應元年十一月、終に正住

院より本山光明寺に入りて、一宗の主職を占め、同三年十二月會々明治維新の變革あり、爲に長州藩より光明寺を以て宿所に充てんことを請はれ、翌年正月三日伏見・鳥羽・淀等の市街戦となつたが、長兵の宿陣せる者が謝金を此の寺に奉納せるを、上人は受けて山内の修繕費に充てた。これ皆上人の機宜を得た爲であつた。上人は三年五月、西谷上人の遠忌を修して後、老を養ふて閑居し、降つて明治十七年十二月六日病に罹り、七十五歳を以て遂に入寂せられた。上人は白眉五寸に及ぶ容貌の持主で、其の非凡の偉才と高德とは、今尙ほ郷黨間の話柄に上つて居る。一世の高僧たりしを想ふべきである。

七、吉水儼敬和尚

吉水儼敬和尚は尾張國知多郡横須賀町の人で、幕末期の文政八年四月七日を以て、同町大字大田に生れ、父を森岡平九郎といつた。天保九年三月

十四歳の時、同町浄土宗西山光明寺派なる常蓮寺に入り、碩儼上人に就て剃髮し、名を儼敬と改めた。弘化元年には、熱田町正覺寺の準眺上人に就て、宗脈を相承し、翌々三年には、京都本山なる禪林寺學林に入りて六役の上位を占めた。時に年二十二歳であつた。かくて嘉永元年十月、貳十四歳にして京都市外の紀伊郡吉祥院村三善院の住職を命ぜられ、降つて安政貳年五月三十一日には、越前國福井市三ツ橋なる法興寺住職に轉じ、尋で明治維新の世となるや、同十四年三月、五十七歳にして、美濃國厚見郡西ノ庄村なる正檀林立政寺の住職を命ぜられて之に遷り、越えて五年、六十歳にして宗派本山禪林寺の法主に推され、大僧正に昇り、管長職を奉ずるに至つた。時明治十九年十一月であつた。かくて明治二十四年四月に至り、一朝其の病革まり、六十八歳を以て遷化せられた。病中、弟子法類等相集まり、看護しつゝ、遺言を伺ふた處、和尚は莞爾として、遺言は平日の如しといひ、溘然として逝かれた。時に同月二十八日午前十一時であつた。

八、山本觀純和尚

山本觀純和尚は、尾張國知多郡武豊町字長尾の人で、文政十二年を以て生れ、父を土平五兵衛といつた。幼にして穎悟で、同町意龍山蓮花院の第十三世天空瑞純上人が、西方寺に移住せらるゝや、之に隨ふて薙髮し、幾くもなく上京して本山なる粟生の光明寺學寮に入り、遊學すること二十餘年、尋で其の學成るや、明治二年四十一歳にして熱田町なる正覺寺檀林に昇進し、七ヶ年間同寺の住職を勤め、明治八年六月總本山なる誓願寺に轉住し、權大教正に任ぜられ、爾來二十有二年間同寺の住職であつた。同寺は實に天智天皇の勅願所である。其の間和尚は、淨土宗西山派管長に推舉せらるゝこと數回に及び、明治二十九年十二月偶々病に罹りて遂に起たず、六十八歳を以て遷化せられた。

和尚は書を善くし又詩文に巧みで、文墨の友が頗る多かつた。而して當

時、日本七高僧の一人に數へられ、又五高僧の中に加へられたのである。以て其の學識の偉大であつたことをもト知せらるゝのである。

九、森田悟由禪師

小傳

幕末より近代へかけての我國一世の傑僧と稱せらるゝ森田悟由禪師は、知多郡小鈴谷村大字大谷の人である。天保五年を以て生れ、七歳の時名古屋の大光院に入りて出家し、朝夕師に従ひて勤苦し、學を勵み行を修め、其の學成るや江戸に出て、駒込吉祥寺の學舎に入り、進んで宗乘を味ふたが、傍ら東條一堂といへる儒者に就きて漢學を修め、會々安政二年の江戸大震災に面するや、其の悲惨の狀況を視て世の無常を觀じ、感激の餘、救世の志を立て、一時江戸を去り、上州前橋の龍海院に入りて奕堂禪師に謁し、其の教を請ふに至つた。奕堂禪師は居常嚴格の人で、其の坐下に在る

者多くは其の鐵鎚下に忍ぶことを得なかつたのを、禪師は甘苦して一心に其の行を修し、漸く大器を成就するに至つた。かくて二十四歳となれる時、金澤の龍徳寺に迎へられて之が住職となり、尋で玉龍寺、天徳院に移り、明治二十四年其の齡五十八歳の時、衆に推されて遂に大本山永平寺第六十四世の貫主となられたのである。而して總持寺貫主と、一年更代に曹洞宗管長の職に就くこととなり、禪師は間もなく管長となられた。

時に明治大帝には、畏くも禪師の高徳を聞召し、二十八年、性海慈船禪師の號を勅賜せられた。以て禪師の徳風を想ふべきである。尋で明治三十五年禪師が開祖承陽大師六百五十回の大遠忌を行はるゝや、大帝には承陽と大書せる勅額を下賜せられた。降つて同四十二年時の皇太子殿下には、北陸地方行啓に際し、特に本山永平寺に御枉駕ありて、禪師の案内を以て諸堂を御巡覽あり、非常の賞詞を下されたのであつた。爾來禪師は約二十五年間、本山に住し、多くの徒弟を誨へ、又出で、各地に説教し、殊に遠

く滿洲、樺太までも巡錫し、海の内外に亘つて教化の實績を擧げられたのである。かくて大正三年冬偶々病に罹り、四年二月九日遂に起たず、八十二歳を以て遠逝せられた。道俗之を聞いて哀悼痛哭せぬ者はなかつた。

遺 事

禪師の高徳は世に隠れなく、其の逸話も多く傳はつて居るが、要するに其の意志鞏固にして、勤勉努力を旨とし、又恭敬謹嚴にして至誠懇篤の行狀多く、且つ陰徳慈善を施して倦む所がなかつたのである。禪師は幼少の時より、其の行狀正しくして、常に佛前に奉仕するを好み、決して不作法なる振舞がなかつたと傳へ、又一日筆執りて「風吹不動天邊月」の語を大書されたといふ。特に禪師の至誠以て事に當られたことは、其の眞骨頭と見るべきものであつて、禪師が永平寺に貫主とならるゝや、當時同寺は非常に混亂してゐたのを、専心一意、公平を以て任に當り、聖誠を以て事に

當られた。それが爲めさしもの紛擾も幾くもなく止むに至つたのであつた。又最も感ずべきは、嘗て江戸東條の塾に居られた際、禪師は一日塾内便所の不潔なるを見て非常に之を厭ひ、爾來早且自ら寢床を出で、他の學生の目覺めざる間に綺麗に之を掃除し、以て其の範を他に示された。されば亂暴なりし塾内の風儀も改まるに至つたと云はれてゐる。尙ほ禪師は常に訪問し來る紳士紳商に對して、淳々として人道を説いて止まなかつたが、特に其の機鋒の鋭くして且つ自誠の籠れる教誨には、何れも感動して發奮し、又往々其の非行をも憐むるに至つたといふ。

禪師の世に遺された德行及び其の教化は、終に全國貴賤上下の歸依渴仰を博し、其の遷化あるや有志者相會し、醵金して彰德碑を其の誕生地なる愛知縣知多郡小鈴谷村に建立するに至つた。今其の墓碑を見るに、表面には「勅特錫性誨慈船禪師」の肩書の下に「永平六十四世大休悟由禪師御誕生地」の文字を大書し、裏面には「風吹不動天邊月」の文字を以て上書し、

其の下に左の小傳を以て彫刻せられて居る。

禪師天保五年正月元旦生、父森田常吉、七歲就大光院泰門薙染、及長遊方參奕堂禪師、針芥相投、萬延元年嗣法於白龍、後歷住龍德玉龍天德三刹、明治二十四年董永平六十四世法席、勅賜性海慈船禪師號、爾來釐革宗門制度一新、本山壯嚴展化敷教、杖跡遍海内、延及異邦、開創梵刹二十餘宇、建立戒壇垂四百會、法嗣十一人受戒弟子五十萬、大正四年二月九日寂、壽八十二、本山崇厥鴻績、特稱重興、鄉黨景慕厥偉德、就誕生地建碑傳之不朽、銘曰

禪天瑞鳳、教海真龍、耕雲種月、德蔭長濃

大正十年六月

總持獨住

第五世 石禪和南撰書

此の小傳にて略々禪師の一生と且は其の高風とを偲ぶべきである。而して此の碑の文字は總持寺貫主たりし新井石禪師の筆に成れるものである。

一〇、虎溪莞應和尚

虎溪莞應和尚は、愛知縣淺井町西淺井の人で、天保十年三月二十五日を以て誕生し、柴山家に人となられたが、嘉永の初年十一歳の時、紀州太泰寺の淋山和尚に就て薙髮稟具し、後ち歸國して、東春日井郡神領村瑞雲寺の瀋州和尚に謁して、親しく釋典儒學を研究し、既にして安政元年、十六歳にして濃州伊深の正眼寺僧堂に抵り、雪潭老師の鉗鎚を受け、かくて山を下らざること十有餘年、大に尋究する所あり、後ち慶應二年二十八歳の時、州の慈雲寺の請を受け、入りて寺門を興隆し、住山貳十餘年にして幾多の徒弟を教養し、嗣子文快に法を傳へてから、明治二十一年の冬、州の瑞泉寺の招請に應じて法幢を移し、暫時其の地に在て後、やがて大木山妙心寺の教校幹事となつて京都に赴き、二十五年に至り、同寺内靈雲庵に寓して同年十二月一日視篆開堂し、遂に妙心五百六十三世となられた。時に

年五十四歳であつた。

既にして和尚は妙心議事の要職に擧げられ、青湛管長の辭任あるや、三たび妙心寺住職となり、尋て寺中の徳雲院を中興し、大正五年には管長事務取扱を命ぜられ、同時に北海道辨邊港妙心寺派一等地北海寺の開山となつた。かくて大正七年七月十四日、遂に眠るが如く遷化せられたが、壽八十歳であつた。其の時の偈に曰く、

雲兮花兮八十餘番拈了也大千絕痕

師の徒弟は頗る多かつたが、就中傑出せるは、慈雲十二世となつた松岡寛慶師で、此の人は妙興禪林學長となり、又師家として印度を歴遊し、四衆の崇敬を受け、教を乞ふ者數を知らぬ程であるといふ。又足利市善徳寺住職の柴田慈孝師は、臺灣布教師講習所長となり、又本山の重役に推され、或は足利裁縫女學校を起し、或は育兒院を建つなど利生の功著しく、爲に師の法雷は大に世に轟いたのであつた。

文藻

虎溪莞應和尚は、宗乘に長じ且つ執務の才あるのみならず、資性文雅にして風流韻事にも又湛能であつた。されば和尚の作と稱せらるゝ詩や語の如きも少くない。今其の二三を録することとしよう。因に記す、和尚は諱を祖岷といひ、省吾軒と號し、又愚道人、無我道人などとも別稱したのである。

再住法山開堂拙語

謹奉錄呈 諸大和尚法座下 伏丐慈斤

祖岷九拜

祝聖

大日本國山城州平安城正法山妙心禪寺再住持傳法沙門 祖岷 開堂令辰
謹焚寶香 端爲祝延

今上皇帝聖躬萬歲萬歲萬々歲

陛下 恭惟

聖德永昌 廟謨正布至治

仁風洪擴 國議全伸和康

索語

拈拂子曰 古人曰向上一路千聖不傳已是不傳底爲什麼、烏黑鷺白有麼 參
擊拂子

提綱

拄杖子一下曰 世界恁麼廣潤因甚鐘聲裏披七條良久曰、有例攀例山僧今日披
金襴衣、爲國開堂雖然恁麼未免依樣畫葫蘆 卓拄杖一下曰 一肩擔不起

自序 岷 上座

有物其具 我何當之

非器而用 誰是道足

慚汗慚汗 衆慈光啓

謝語

開堂之次 伏惟 管長要津大和尚

壽與南山高聳 福兼東海齊深

俯仰是欽

又伏惟 龍泉派下諸大和尚

干將元辭其銳 謨邪又讓其利

快哉意氣

又伏惟 東海派下諸大和尚

天曙海水 鏡平浪澄 富峯玉清

美哉阿那

又伏惟 靈雲派下諸 和尚

諦當存一機中 見聞落千古外

俊哉悟解

又伏惟 聖澤派下諸大和尚

濫觴元其無盡 末流是以窮

明哉宗通

次 惟 當山東堂各位和尚禪師

互換賓主歷然 威儀帽履整肅

又 惟 玉鳳塔主各位長老禪師

離宮之守任 緇衣之宰相

又 惟 山門東西兩序單寮蒙堂前資辦事

一會海衆諸位禪師

獅子窟中無異獸 象王行處絕狐蹤

拈提

按拄杖曰 舉陸巨大夫與南泉語話次陸云肇法師道天地與我同根萬物與我一

體也甚奇惟南泉指庭前花召大夫云、時人見此一株花如夢相似 拄杖卓一下曰
南泉此話如塗毒鼓如鳩鳥尾不可近傍法山今日恁麼拈提跟蹤跟蹤 雖然恁
麼畢竟如何 卓杖一下曰夜深月色新 靠拄杖曰 伏惟 久立珍重

○

曇海和尚十三回忌

溫潤禮容綿蜜禪 檢來一十又三年

明暗色空何用問 依然曉月照霜鮮

曇海和尚十七回忌

眼空宇宙我宗曾 背擁龍雲踞壇頭

今朝問著忌辰信 賓雁相呼十七秋

澹道和尚十三回忌

誠勵溫言猶在耳 參窮未徹十三春

眞前欲舉酬恩句 瑞靄擁邊鶯語頻

○

大黑尊天之贊

七稱萬寶、收得一囊 正信根者 福壽無量

一一、柴田證全和尚

柴田證全和尚は知多郡番町の人で天保十一年四月八日を以て生れ、幼名を瀧次郎といつた。嘉永四年十二歳にして、同町光照院の前任竹本秀全師に就て學を修め、剃髮して證全と稱した。かくて十有餘年にして其の學成るや、文久三年三月を以て西本山光明寺の會下に轉席して住山し、後ち四年を経たる慶應三年五月には洛外乙訓郡金原村地藏院の住職となつた。此の間内外典籍の修習研鑽を怠らず、尋で明治維新となるや、六年十月には原人論を開講し、同年十二月去て郷里なる番町光照院へ轉住し、専ら後進の開導に勤め、傍ら神儒佛三道を究め、翌七年に至り教導職の我國に制定

せらるゝや、講習課員として各地を巡講し、尋で同九年八月教部省より少講義を拜命し、其の間本山會下及び愛知縣下の一般教導の爲に盡し、十二年十月を以て中講義を拜命するに及んだ。既にして十四年五月西本山より教會取締を命ぜられて之に従ひ、且つ同年六月より十六年十二月に至る二ケ年半餘を以て、自坊の増築修理の工事を完成し、越えて十七年七月權大講義に任せられ、翌十八年十月權大僧都に變換任命せられ、二十一年大僧都に進み、名參三等講師となり、同二十四年本校宗學長を命ぜられたが、翌年之を退き、爾來自坊の再建に従ひ、二十七年之を竣功し、翌年一月權少僧正に任せられ、三十年五月、西本山精空大和尚に就きて曼荼羅傳法を相承し、越えて三十四年二月正木檀林總持寺の住職となりて、九月少僧正に進み、又宗議會顧問となり、和歌山縣初學寮司を兼ね、十月權中僧正に補せられ、翌年六月和歌山縣兩山聯合寺務支事長となり、三十九年十二月中僧正に進み、傍ら青年團を巡講して社會の善導に勤め其の間偶々總持寺

の火災に罹るや、直ちに假院を造營して、而も社會教化を怠らず、かくて翌四十年五月に至るや總持寺住職を辭して、京都市上京區の竹林寺に隱棲し、専ら風流韻事に餘生を送らんとしたのである。

然るに大正二年五月本山法主の空位となるや、衆望を以て推されて法主となり、同時に大僧正に進み、八月五日西山派管長としての入山式を行ひ、翌三年二月には番町光照院に授戒會を親授し、越えて五年三月三重縣秦名淨土寺の授戒會を始め、常滑、内海等へ巡講せんと、自ら旅裝を整ふる際、不幸にも二豎の犯す所となり、三月二十六日を以て突如遷化せられたのである。歳七十七であつた。

和尚は宗内の徳望特に高かつたから、入寂の翌々日密葬に付し、法類其他相會して寺内に於て荼毘に付し、遺骨を光照院に納め、灰塚の上に石碑を建立し、尋で四月二十五日、本山に於て本葬を行ふや、各宗本山其他の會葬者約六十名を以て算した。後又和歌山縣海草郡野崎村大字梶取にも、

の前生徳を頌して、一基の碑を立てたのである。

一一、岩瀬覺榮和尚

小傳

岩瀬覺榮和尚は尾張の人で、幕末の元治元年十二月十七日を以て、幡豆郡寺津村大字巨海に生れた。明治六年八月一日、其の齡十歳にして同國東加茂郡足助町なる淨土宗西山深草派寶珠院に入り、金原覺全師に就て剃髮得度し、翌七年十二月十二日には掛錫して一時操觚界の人となり、岡崎龍城の地に於て椽大の筆を揮ふたが、既にして十一年十一月妙心寺梵空上人より兩脈を傳承し、尋て翌十二年十月教導職に補せられ、傍ら一派の機關誌なる「眞の光」「彌天教報」「無量壽」等の數誌を監督して、慈光を宣揚すること多年。かくて十六年に至り、一朝志を立て、宗乘研究と餘乘の修習とに一身を委ね、二十一年九月始めて東加茂なる洞泉寺に住職となり、

同二十四年上京して僧佛の蘊奥を探り、二十七年五月に至り、知多郡大野町なる東龍寺へ轉住したのである。偶々日清戦役が起つたから和尚は徴されて之に従軍し、遠く滿洲の曠野に苦楚を嘗め、任滿ちて歸山するや、専ら意を寺門の經營と社會の教化とに注ぎ、東龍寺をして、其の面目を高めしめんと期したのである。

爾來和尚は東龍寺を董すること三十有餘年に亘り、其の間布教宣傳に力を盡し、明治三十五年には、南本山初學寮の教師となり、尋て専門寮教授に進み、寮司を兼ね、三十七年七月には、學階己講の稱號を受け、更に大正十一年三月には、本派宗學研究所長となり、又宗會議員たること十一回、同時に議長たること二回に及び、名議長たるの名を宗内に高め、終に宗務所の執事長となり、大正十一年八月には本派顧問に任ぜられた。かくて大正十二年五月知多郡佛教會理事に當選し、翌年三月大本山圓福寺法主の空位となるや、衆望を以て推されて法主となり、未だ一年ならずして偶々前

管長山崎法主の遷化を見、又推されて一躍して浄土宗西山深草派管長に就任するに至つた。實に大正十四年一月二十日であつて、かくて總本山誓願寺第八十七世の法主となり、同日管長に補されたものであつた。

かくて後和尚は管長たること四年であつたが、其の間總本山類焼後の庫裡、大書院等復興新築の實を擧げんが爲め、一意専心、用を節し、身を挺して、門流の間を屢次勸化し、遂に其の功を俟へた。此に於て昭和二年春、記念慶讃の盛儀を親修し、一世の敬仰する所となつた。然るに此の間不幸にも二豎の犯す所となり、翌三年二月九日遂に起たず、六十三歳を一期として遠逝せられた。法號して大僧正本空覺榮上人眞阿知道大和尚といふ。辭世あり、曰く

いとやすしこのあらなみのうなはらを

わたる我身はみだにまかせて

遺事

和尚は日清日露兩戰役に從軍し、其の功に依り勳七等に叙し、瑞寶章を賜ひ、並に從軍徽章を授けられた。

又大正天皇御即位大典の記念として、大野町なる各宗寺院と謀り、私立大野幼稚園を創設し、自ら之が主監者となりて、爾後十餘年間之が經營を怠らなかつた。

又明治十二年教導職に補せられてより以來、年次に位階を進められ、大正十四年一月二十日には、大僧正に補せらるゝに至つた。

傳へいふ、和尚は資性嚴格であつて、時間尊重の念極めて厚く、従つて其の行動も機敏であり、身を持つること謹恪怠らず、而も勉めて簡易の生活に甘んじ、一道怛然として常に聖經に嗽き、正念三昧して只管佛祖の宏漢を布き、餘技として筆硯に親しんだ。されば一朝病革まり、西生の期近

づくや、一意六字の聖號を誦して止まず、側に侍せる門下近親に對し、安心治樂の實體を示しつゝ、大往生を遂げられたのである。

下篇 篤行傳

其一 孝子

一、下村作太郎氏

(改名して今は源之助と稱す)

下村作太郎氏は知多郡大高町貳百貳拾番戸の人で、父を善太郎といつた。安政元年八月十日を以て生れ、漸く長じて父母と共に農業に従事して居た。然るに作太郎の二十一歳に達せる頃、家族は増して父母の外に弟二人、妹一人あり、合計六人暮しとなつたが、時しも明治七年母及び弟の安太郎といふは、不幸にも眼病に罹り、労働の自由を缺くに至り、間もなく翌年六月より父も亦眼を患ふに至つた。それは耕作の際、稻草にて誤まつて一眼

を傷けた爲であつた。かく父母と弟との三人の勞作者に、一時に病に臥されて家計益々困難を極むるに至つたが、長男なる作太郎は健氣にも獨力農業を續けて、一家糊口の途を立て、而も三人の病者の療養を勉め、耕作の暇を見ては之が看護を怠らず、又諸事儉約を旨として藥餌の資に充て、殊に父の眼病を癒さんが爲め、作太郎は遂に名古屋市鍛冶屋町なる眼科醫に依頼し、自分は健氣にも六七日目毎に病める父の手を引きて當時交通不便なりし村道を辿りて名古屋の醫師の許に通ふことを怠らなかつた。此の至孝の状には見る者感動せぬはなく、此の篤行いつしか世上に高まり、明治十年三月愛知縣より孝子として表彰せられて、金員を下賜せられたのであつた。

二、安藤榮四郎氏

知多郡大府町大字横根の安藤榮四郎氏は、明治三十五年九月二十二日の

出生である。天資温良で、常に能く父母に仕へ、毫も其の意に逆はず、貧苦と戦ひながらもおさ／＼其の孝養を盡した。然るに大正元年、其の母急性リユーマチスに罹り、進退の自由を失ひ、起居は勿論、炊事迄も其の意に任せず、爾來病み續けて、同九年五月病革まり、遂に就床して用便食事をすら一切人手を煩はすに至つた。加之、父も亦生來虛弱であつて、勞働に従ふ事を得ず、大正九年母の病勢重ると同時に、糖尿病に罹り、僅かに自己の用便達するのみとなり、大正十四年四月よりは、全く病床に就き、翌十五年六月、遂に死去するに至つた。かく榮四郎の一家は十數年の間、久しく父母に病まれて勞働する者なく、且つ又醫藥の資をも要し、たゞさへ豊裕ならぬ家計は、益々逼迫を加へて、悲惨目も當てられぬ状態に陥つた。然るに此の間榮四郎は毫も貧苦に屈する所なく、孜孜として農業に精勵し、傍ら鶏を飼ひ又は新聞配達を爲し、それに依て一家の糊口を支へ、而も其の間兩親の看護を怠らず、父の歿するまで、一日とても之が醫藥を缺かし

たことなく、父母の好む食餌の名を聞き、遠きを厭はずして之を購ひ歸り、父母の喜ぶを見て樂みとした。其の他衣類、夜具に至るまで、常に清潔を旨として之を洗濯補綴し、且つ萬事に注意を拂つて儉素に身を持し、以て一家の和樂を圖つた。されば隣保郷黨之を見て其の至孝に感動せぬものはなかつた。此の事自然に世上に聞え、終に昭和二年二月十一日に至り、愛知縣知事より表彰せらるゝに至つたのである。

三、大館日光氏

同じく大府町大字北崎に住める大館日光氏は、明治三十二年三月一日の生れであるが、父を鈴置由次郎といひ、日光は其の貳男であつた。父の由次郎は日光が二歳の時、家族を捨て、家出したから、跡には其の妻と母親と、日光等四人の子女が残り、働き盛りの者なくして、家計を立てねばならぬことゝなつた。時に妻は途方に暮れ是亦他家に嫁いで行つたから、一

家は益々悲惨の状態に陥つた。それでも彼等一家は、どうにか勞働して露命を續ぎ、日光は貧しき中にも小學校に通ひ、終に尋常小學を卒業すると同時に、直ちに他家に雇はれて農業を勵み、間もなく徴兵適齡となつて、第三師團歩兵第六聯隊に入營することゝなつた。偶々日光は其の入營中、行方不明であつた父の由次郎に、岐阜縣の某所にて邂逅し、其の時父の病に臥せるを聞きて直ちに之を訪問し、一ト先づ之を己が伯父に當る長野縣の某に托した。之は其の身軍隊に在りて、孝養意に任せぬ爲であつた。然し此の伯父某とても、貧困の身であつたから、由次郎を養ひ且つ、其の病を治療するに手が届かなかつた。そこで日光は僅かなる軍隊給與の手當を貯へて、それを父の病の治療費に充て、毎月必ず送金したのである。かくて日光が無事除隊となつた時、家に在る兄某は、哀れにも肋膜炎に罹り、病床に横はる身となつた。そこで日光は如何にもして之を治療せしめんと欲し、出費を惜まず、藥餌其の他に盡したが、不幸にも其の效なく、兄は

四ヶ月許にして歿して了つた。此の間日光は、伯父に托せる病める父を長野縣より我家へと迎へ取り、他家に奉公してゐた弟をも呼び戻し、それに父の看護をさせ、自分は同郡有松町なる絞屋に雇はれ、其の職に勉めつゝ、主家より受くる賃錢を以て、父の醫藥の料にとて、毎月之を送金し、療養到らぬ所はなかつた。然も父は二年の後、病の中に死去したから、日光は慟哭しつゝ、跡懇ろに弔ふたのである。

かくて後大正十三年、日光は同じ大府町の大館氏に望まれ、之が養子となつたが、居常勤勉にして而も温良であるから、大に人望を博したのである。而も此の孝行がいつしか世上に廣まり、大正十五年五月十日には畏くも宮内大臣の名を以て其の善行を表彰せられたのである。

其二 孝女、節婦、忠婢

一、天野よつ女

孝女忠婢にして節婦なる天野よつ女は、愛知縣知多郡龜崎町大字乙川、字向山五十五番地に住み、今を去ること八十三年前の弘化三年四月四日に生れた。長じて十七歳に至り、向山なる伊藤宇八方に、雇人として身を寄せたが、爾來心力を勞して主家の爲に盡し、而も夜間人の睡眠する時間を割いて、己が實家の洗濯、裁縫等を爲し、生みの父が生來酒を嗜んだから、主家より貰ひ受くる小使錢を以て酒を買ひ置き、毎月數回に之を送り届けて、父を悦ばした。

かくて二十一歳の時、主人伊藤宇八の媒介により、天野清右衛門といへる者の家に嫁入つたが、不幸にも三十一歳の時、夫に死別した。よつ女は

夫の母なる姑と、夫婦の間に擧げし三人の幼兒を養育するを以て、己が任と爲せしも、其の家計豊かならず、且つ姑が病身であつたから、晝間は自ら外に出で、田畑を耕し、夜は賃機を織りて糊口の資として働いてゐた。或る人、不憫に思ひて、再嫁を勧めしも更に耳を假さんとはせず、専ら子女の教育に心を用ひ、又姑も追々老境に入り、起居も自由ならねばとて、自ら之を背負ひて、入浴に伴ひ又寺詣を爲し、孝養到らぬ所がなかつた。之を見て近隣の者共、誰も感心せぬはなく、口々に其の善行を賞め稱へた。此の類稀なる善行美事が、終に當局にも聞えたから、明治十九年には、愛知縣知事の名に依りて、其の善行を表彰せられ、尋で明治四十年縣立第一高等女學校の落成した際には、此のよつ女を善行者として招待し、式後には知事官邸にて褒美の菓子を給與せられた。越えて大正四年十一月、御即位大禮の行はせられし折には、縣よりの沙汰として、よつ女は陛下に拜謁し、又昭和二年十一月當地方に大演習の行はれし際には、畏くも陛下より

御下賜品を拜受したのであつた。光榮の程身に餘れりといふべきである。

二、久野さい女

孝女として名を高めた久野さい女は、明治三十六年二月十三日、愛知縣廳より左の表彰に接したのである。

大字加木屋字郷中七十三番地

久野さい

文久三年六月三日生

品行方正老母病蓐ニ在ルノ日久シキ間貧困ノ家政ナルモ能ク家計ヲ整ヘ寢食ヲ忘レ孝養ヲ盡セシニ依ル

三、村瀬ゆき女

烈婦として愛知縣廳より稱賛せられた村瀬ゆき女の表彰状は實に左の如

くである。

大字横須賀字二ノ割三十二番地

村 瀬 ゆ き

明治五年十一月二十七日生

操行温恭夫逃走後家政ハ逐日衰運ニ傾キ貧窮ニ陥リシモ能ク兒女ヲ教養シ姑ニ事フル事多年孝養克ク婦道ヲ守リシニ依リ金壹圓五拾錢授與セラ

ル
明治三十七年六月二十日

四、安藤のぶ女

愛知縣知多郡上野村大字荒尾八十八番戸に一戸を構ふる安藤のぶ女は、明治十一年七月二日の生れであるが、長じて二十六歳に至り、此の家に嫁ぎよく姑に事へて孝、夫丈之助に對して貞であつた。常に家業を助け勵み

し故、一家は常に和樂の内に年を送り、やがて三兒を擧げたのである。當時丈之助は農業の傍ら八百屋業を営み、土地、家屋をも所有し、相當富裕の家であつたが、いつしか家業を怠りて酒色に耽り、剩さへ賭博を好むに至るを以て遂に其の産を失ひ、漸次に家運を傾けしむるに及び、大正元年には、祖先傳來の田畑家屋を擧げて悉く之を賣却し、而も多額の負債をさへ殘し、後には土地に居た、まれず、母に背き妻子を捨て、何國ともなく出奔するに至つた。されば跡に残つた家族六人の生活さへ、其の途殆ど絶えんとし、一家の運命は危殆に瀕した。その時のぶ女は健氣にも、婦道を盡すはかゝる時なりとて、涙と共に姑、小姑を始め、三人の幼兒を挈へて、物置小屋に等しき一小茅屋に移り、家財一切を賣却して農業の資本とした。されども僅少の資金なるが故に、耕作に要する肥料代を支辨する能はず、終にはそれが爲め己が所持せる衣類を賣却し、以て其の費に充て、日夜勞働して一家を支へんとした。然るに此の時不幸にも、姑は急性の眼

病を患ひ、一年餘も入院治療するの止むなきに至つた。失費之が爲に嵩みて、家計益々困難を加へ、一家悲惨の極に達した。かくてもぶ女は氣を勵まし心を碎き、小姑ふさと共に、力を合せて農事を勵み、漸くにして家運を挽回するに至つた。時しも偶々夫丈之助が、名古屋にありて労働に従事せるを聞き、のぶ女は早速之を呼び迎へて正業に就かしめんとし、懇々と諫せしかば、丈之助も其の言を聽き、一時は耕作に従事せしも、彼は遊惰の習性未だ憐まらず、間もなくのぶ女が苦辛の結果漸く貯へたる數百圓の金を消費し、再び家計を亂して又もや逃亡して行方不明となり、遂に其の消息をさへ絶つに至つたのである。

かゝる思はぬ悲境に陥つても、健氣なるのぶ女は之に屈する色なく、益々決心の臍を固め、爾來はつとめて夙に起き、人々の朝食に對ふ頃までに、彼女は外出して荷車を挽き、粘土運搬の勞に従ひ、其の賃錢を得て之を生活の資に供し、又晝間は家業の耕耘に従ひ、夜は日中の勞苦を忘れて深更

までも繩を緋ひ俵を作り、加之、農閑の節には、海邊に出で、海草を採り、それを鬻ぎて金に換へ、此の如く、終日終夜一刻も休息する所なく精勵し、それに依て露命を維ぎつゝ、零碎の錢を貯金し始めたのである。かゝる涙ぐましき勤勞の結果、のぶ女は遂によく三兒を教育し、又よく姑にも奉養し、子女は何れも義務教育を了へ、或は高等科に進み、或は丁稚奉公に出て、それ〴〵其の生計の方針を定むるに至つた。かくて、子女は漸く成長して家業を助け、一家協力せる爲め、餘財次第に生じて、夫丈之助出奔當時の負債全部を償却し、剩さへ瓦葺の家屋（時價約二千四百圓）、三十坪のものを新築するに至つた。此に於て郷黨隣保見る者聞く者彼女の孝貞と節義と其の健氣なる振舞に感ぜぬ者なく、遂に昨昭和三年二月十一日に至り左の表彰に接したのである。類稀なる婦人といふべきである。

知多郡上野村

安藤のぶ

資性温厚能ク婦道ヲ竭ス夫丈之助家産ヲ蕩盡シ他郷ニ流寓シテ家事ヲ省ミズ家族六口殆ド支フヘカラサルニ方リ克ク節ヲ守リテ日夜勵精以テ家運ノ隆昌ヲ致ス洵ニ奇特トス仍テ褒章條例ニ依リ金貳拾圓ヲ賜ヒ以テ之ヲ表彰セラル

昭和三年二月十一日

五、村瀬らく女

村瀬らく女は愛知縣より、忠婢として左の如く表彰せられたのである。

大字横須賀字四ノ割五十四番地

村 瀬 ら く

嘉永元年十一月十五日生

明治十五年八月ヨリ三十有餘年間志操ヲ變ゼズ、久野正兵衛方ニ下女奉公トシテ入り終始一貫倦怠スルコトナク能ク主命ニ從ヒ兒童ヲ愛撫シ克

ク徳倫ニ勉メタルヲ以テ金五圓下賜

大正二年二月十一日

六、伊藤ふさ女

忠婢として名ある伊藤ふさ女は、愛知縣知事より、左の如く表彰せられた。以て平素に於ける其の篤行の程を察知すべきである。

愛知縣知多郡横須賀町大字横須賀

百七十壹番戸

伊 藤 ふ さ

弘化元年四月十八日生

資性温良ニシテ志操堅實ナリ明治三年以來四代ノ主ニ仕ヘ常ニ家業ヲ輔ケ或ハ幼兒ノ養育ニ努ムル等誠實勤勉ヲス主家ニ一身ヲ捧クルコト實ニ五十有餘年ノ久シキ一日ノ如シ洵ニ奇特トス仍テ褒章條例ニ依リ金拾

五圓ヲ賜ヒ以テ之ヲ表彰セララル

大正十五年二月十一日

愛知縣知事 山 脇 春 樹

其三 地方功勞者

一、森田萬右衛門氏

地方功勞者として、數次の表彰を受けた森田萬右衛門氏は、嘉永五年四月十一日を以て、知多郡富貴村大字富貴字道兼一番の二地に生れたのであるが、其の事歴の大要は左の如くである。

一、明治十二年一月二十日愛知縣知多郡三芳村戸長トナリ、同二十五年知多郡會議員トナル、在職十六年。同廿五年三月富貴村會議員、同二十八年富貴村長、同四十三年富貴村農會長、同四十三年知多郡農會評議員、大正二年五月知多郡農會副會長ニ就職、在職八年、大正二年九月七日農事功勞者トシテ大日本農會ヨリ表彰セラレ綠白綬有功章ヲ受ク、次テ大正四年三月六日、地方改良功績者トシテ愛知縣知事ヨリ表彰セラレ、銀

杯一箇ヲ受ク。其ノ他各種團體ヨリ表彰セラル、コト十數回、大正二年十一月十五日農事功勞者トシテ名古屋大本營ニ召サレ、單獨ニテ大元帥陛下ニ拜謁スルノ光榮ニ浴シタリ。

尙ほ氏は農事改良及び地方悪弊の改善に意を注ぎ、青年團の創設及び地方會、農業倉庫、養蠶組合の設立等に力を盡し、之が發達に心を勞し、其の他農家の副業として、果樹園の創設、養豚、養魚等の事を實行し、其の範を示して専ら後進の指導啓發に努めつゝありといふ。地方稀に見るの篤志家である。

二、戸田岩吉氏

地方功勞者にして且つ孝子なる戸田岩吉氏は、明治十一年一月四日、孝子として愛知縣より善行を表彰せられ、爾來公民として立ち、又地方吏員として其の職に勤め、村治上に少からざる功績を立て、而も社會教化の爲

にも老驅を厭はず、今尙ほ盡瘁しつゝある。其の表彰狀及び事歴の大意は左の如くである。

知多郡富貴村大字東大亭字浦之島二十番地

戸田岩吉

嘉永三年十二月二十六日生

其方儀父母ニ事フルニ孝心淺カラズ又業ヲ勵ミテ能ク家ヲ治メ老父母衰弱スルヲ以テ厚ク看護ヲ要シ爲ニ年齢長スルモ斷テ妻ヲ娶ラザル等其至孝茲ニ拾有餘年郷黨舉テ賞賛スルニ至リ奇特ノ儀ニ付其賞トシテ金貳圓下賜候事

事 歴

一、明治二十五年十月一日富貴村會議員、同二十八年三月三十日富貴村第三區長、同三十四年十月一日富貴村會議員ニ再選、爾來十五ケ年間在職、大正五年三月一日富貴村第三區長ニ再選、爾來五ケ年間在職、大正七年

三月一日富貴村學務委員、同十一年二月二十八日滿期退職、此の如く町村制施行以來、氏は終始一貫して公共の爲に盡瘁し、村治上に功勞あるのみならず、大正四年二月十五日、富貴村公老會の設立せらるるや、之が副會長となり、率先して其の職に盡し、常に會員の指導に務め現に今尙ほ副會長として鞅掌しつゝあり、其の元氣旺盛にして鑠鑠たること壯者を凌ぐものある。

昭和四年七月十八日 印刷
昭和四年七月二十日 發行

非賣品

編輯兼發行者

愛知縣佛教會知多郡支會

代表者

愛知縣知多郡半田町字榎下拾貳番地ノ四
板津森三郎

印刷者

東京市外代々木山谷一〇八番地
加藤峻

印刷所

東京市本郷區湯島新花町六三番地
株式會社 誠立堂印刷所

324

238

終

